

所得税と町県民税の申告相談を実施します

～令和2年分の申告から事前予約が必要となります～

町民の皆さんに令和2年分の所得を申告してもらう、所得税の確定申告と町県民税の申告時期です。

所得税の確定申告は小田原税務署または町の申告会場で、町県民税は町の申告会場で申告できます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年分の申告から原則「事前予約」が必要となりますので、申告相談を受ける際は事前予約をしてください。予約が無くても相談を受けられる日も設けますので、申告会場の日程を確認してください。なお、予約は1月20日から受け付けております。

申告会場では検温を実施し、マスクの着用が無い場合、発熱・咳等の症状があり、体調がすぐれないと認められる場合は相談をお断りします。

予約方法 電話または役場本庁舎税務課窓口

電話番号 85-7750（税務課）

受付時間 平日の8時30分～17時15分

締切日 各会場の相談日の4営業日前

※閉庁日、出張所等では予約受付をしません。

●所得税の確定申告が必要な方

○給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超えた方

○給与を2か所以上から受けている方

○事業をしている方や不動産収入のある方 など

※公的年金などの年金収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書は提出できます。

●給与や年金から所得税が源泉徴収されている方

次のような方が確定申告をすると、既に支払った（源泉徴収された）所得税が還付される場合があります。

○**年末調整に控除が間に合わなかった（年末調整されていない）場合**

対象 扶養控除や社会保険料、生命保険料などの控除が年末調整で算定されていない方

申告に要するもの 源泉徴収票や保険料の支払証明書など

○**医療費控除を追加する場合**

対象の医療費 令和2年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために支払った医療費

控除額 高額療養費や保険金などで補填（ほてん）される分を差し引いた金額から、総所得の5%または10万円のいずれか少ない金額を差し引いた額

控除限度額 200万円

申告に要するもの 医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた①被保険者等氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の

額、⑥保険者等の名称が記載された医療費通知（平成29年分の申告から領収書の添付は必要なくなりましたが、自宅で5年間保管してください。）。

事前に領収書を受診者・病院ごとに集計し明細書を作成してください。様式は国税庁のホームページにあります。

令和2年分の申告からは明細書の提出が必要となります。領収書を持参しても受け取りません。

○住民税に関する内容の記入

確定申告書の第二表には、扶養親族記載欄における「同一生計配偶者」や「16歳未満の扶養親族」の記載欄、住民税に関する事項における「寄附金税額控除」「配当割額控除額」「給与、年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択の記載欄」などがありますので、該当する場合は必ず記入してください。記入がない場合、町県民税には適用されません。

●町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告をする方や、給与所得者で給与以外の所得がなく、年末調整されている方は、原則として町県民税の申告は不要です。

ただし、次のような方は町県民税の申告が必要です。

○昨年中に所得がなく、家族の税金上の扶養になっていない方

○昨年中に所得があるが、確定申告の必要がない所得（住民税が徴収されていない配当や報酬など）を有する方

○その他、町から申告書が送られてきた方で、確定申告の必要がない方

主婦（夫）や学生、病気などで所得がなかった方は、その旨を記入し提出してください。

所得の有無にかかわらず、申告がない場合、年金などの給付、国民健康保険料や介護保険料の決定、所得証明書などの発行ができなくなります。

また、確定申告が不要でも、町県民税の課税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料控除や配偶者控除以外の各種控除（生命保険料、医療費、扶養など）を追加する場合は、町県民税の申告が必要です。

●申告書等にはマイナンバーの記載が毎回必要です

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きには**マイナンバーの記載と本人確認書類等の提示または写しの添付**が毎回必要となります。申告の際は忘れずに用意してください。

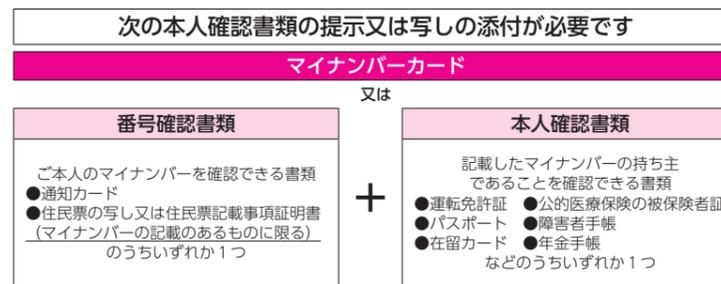
●確定申告の電子申告推進について

国税庁では所得税及び復興特別所得税の確定申告の

電子申告（e-tax）を推進しており、町の申告会場ではデータでの提出ができます。

電子申告には「利用者識別番号」が必要となり、国税庁のホームページで取得できます。町の申告会場でも取得できますが、あらかじめ取得しておきますと申

告がスムーズにできますのでご協力をお願いします。すでに電子申告をご利用されたことがある方は、税務署から利用者識別番号が記載された確定申告の案内のはがきが郵送されますので、持参してください。



<申告相談日と予約締切日> ※予約締切日は申告相談日の4営業日前です。

申告相談日	会場	予約締切日	申告相談日	会場	予約締切日
2月16日(火)	湯本	2月9日(火)	3月3日(火)	湯本	予約不要
2月17日(水)	湯本	2月10日(水)	3月4日(水)	仙石原	2月26日(金)
2月18日(木)	温泉	2月12日(金)	3月5日(金)	仙石原	3月1日(月)
2月19日(金)	仙石原	2月15日(月)	3月8日(月)	宮城野	3月2日(火)
2月21日(日)	仙石原	2月16日(火)	3月9日(火)	宮城野	3月3日(水)
2月22日(月)	仙石原	2月16日(火)	3月10日(水)	湯本	予約不要
2月24日(水)	宮城野	2月17日(水)	3月11日(木)	湯本	予約不要
2月25日(木)	宮城野	2月18日(木)	3月12日(金)	湯本	予約不要
2月26日(金)	箱根	2月19日(金)	3月14日(日)	湯本	3月9日(火)
3月1日(月)	湯本	2月22日(月)	3月15日(月)	湯本	予約不要 町県民税申告のみ
3月2日(火)	湯本	2月24日(水)			

【会場】 湯本：役場分庁舎 4階会議室 温泉：温泉公民館 宮城野：宮城野公民館
仙石原：仙石原文化センター 箱根：箱根出張所

【受付時間】 9時～12時、13時～16時（12時～13時は受付を行いません。）

・3月15日(月)は、役場分庁舎で「町県民税」のみ申告の受付を行います。所得税の申告（確定申告）の受付はできません。
・令和3年1月1日現在で町内に居住している方のみ受付します。

●町では受付ができない申告

次に該当する方は、**町の申告相談を受けられません**。小田原税務署で申告相談をしてください。

(1)青色申告 (2)住宅借入金等特別控除の1年目 (3)令和元年分以前の確定申告

(4)譲渡所得に係る確定申告 (5)昨年中に亡くなった人の所得の申告

●小田原税務署 ☎0465-35-4511（代表）

日時（受付時間）
2月16日(火)～3月15日(月)の平日 (2月21日(日)・2月28日(日)は開設)
受付: 8時30分から16時まで(提出は17時まで)
相談: 9時から17時まで
混雑緩和のため「入場整理券」が配付されます。

・年金所得者や給与所得者の還付申告については、1月25日(月)から受付します。

・入場整理券はLINEを通じたオンライン事前発行も可能です。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。(https://www.nta.go.jp/)

【所得税以外の税目】

・贈与税（納税） 3月15日(月)まで

・個人事業者の消費税 3月31日(水)まで

※詳細は小田原税務署にお問い合わせください。

●(公社)小田原青色申告会による申告指導

☎0465-24-2614

日時（受付時間）・会場
2月1日(月)～3月15日(月) 9時～16時 青色会館3階大ホール(小田原市本町2-3-24)

※期間中の土曜日と祝日は休業日です。

専用サイトからの「来場時間帯の事前申込が必須」です。詳細は青色申告会のウェブサイト

(https://www.aoiro-odawara.com/) に掲載されます。また、年金・給与所得のみの未会員の方について、本年度は1名様につき2,000円の会場利用料が必要となります。

照会先 ●税務課☎85-7750（町県民税、所得税）

●小田原税務署☎0465-35-4511（代表）

（所得税、贈与税、消費税）